

○御嵩町リニア発生土置き場計画審議会の運営等に関する要綱

令和5年9月30日

訓令甲第36号

(趣旨)

第1条 御嵩町附属機関の設置に関する条例(令和2年条例第2号)(以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、御嵩町リニア発生土置き場計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(委員の選任)

第2条 条例第3条第2項に規定する委員を選任する方法は、次のとおりとする。

- (1) 町長による選任
- (2) 関係団体等からの推薦
- (3) 公募

2 町長は委員の選任に当たって、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 審議会の機能が発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 関係団体等から委員を選任する場合は、当該団体等の構成員の中から適任者を推薦により得ること。
- (3) 町職員(御嵩町職員の給与に関する条例(昭和32年条例第17号)第3条第1項の給料表のうちいずれか一の給料表の適用を受ける者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する会計年度任用職員を除く。))及び東海旅客鉄道株式会社社員でない者
- (4) 御嵩町暴力団排除条例(平成24年条例第19号)に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。

(公募委員の応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、前条第2項第3号及び第4号に掲げる要件を満たすほか、公募開始月の1日現在で、御嵩町に住所を有する満18歳以上の者とする。ただし、高校生を除くものとする。

(公募委員の募集方法)

第4条 公募委員の募集の周知は、町のホームページ及びその他の広報媒体に掲載することにより行うものとする。

2 公募委員を募集する期間は、14日間とする。

(公募委員の応募方法)

第5条 公募委員に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の応募用紙を町長に提出するものとする。

2 募集人数は、3名とする。

(公募委員の選考方法)

第6条 公募委員の選考は、応募者から提出された応募用紙の審査により行うものとする。

2 前項に規定する公募委員の選考に当たっては、選考過程の透明性及び公平性を確保するため、選考審査会を設置して行うものとする。

3 前項に規定する選考審査会の委員は、公募委員を除く審議会委員で構成するものとする。

(公募委員の選考基準)

第7条 公募委員の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) リニア発生土置き場計画への関心度
- (2) 明快な意見及び主張
- (3) 審議会の趣旨への理解
- (4) 委員としての熱意

(公募委員の選考結果)

第8条 公募委員の選考結果は、書面により応募者に通知する。

(解職)

第9条 町長は、委員が次の各号のいずれかに該当した時は、任用期間内であっても解職するものとする。

- (1) 関係団体等から推薦を受けた委員が、当該団体等の構成員から外れたとき。
- (2) 町職員又は東海旅客鉄道株式会社社員となったとき。
- (3) 公募委員が御嵩町を転出したとき。
- (4) 委員がその身分を偽っていたとき。

(運営)

第10条 審議会の運営に当たっては、次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 審議する事項、問題点、課題その他の審議する内容を明確にすること。
- (2) 委員が必要とする資料の事前配付や確認結果の報告など、効率的かつ効果的な審議等の運営に努めること。

(オンライン会議システムによる会議の出席)

第11条 委員は、審議会の長（以下「会長」という。）の承認を受けたときは、映像及び音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を利用して会議に出席することができる。

(会議の特例)

第12条 委員は会議に出席できない場合は、文書その他の方法により意見を開陳し、又は議決権を他の委員に委任することができる。

2 前項の規定により意見を開陳し、又は議決権を委任する場合は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

(会議開催の事前公表)

第13条 審議会の会議を開催するときは、開催日の7日前までに町のホームページに公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

(会議の公開)

第14条 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を公開しないことができる。

(1) 御嵩町情報公開条例（平成8年条例第2号）第6条各号に定める情報（以下第16条において「非公開情報」という。）に該当する事項について審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 会長は、会議の一部又は全部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

（会議の傍聴）

第15条 会議の傍聴は、当該審議会の傍聴を希望する者のうち、次の各号のいずれにも該当しない者に対し認める。

(1) 危険物を保持している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

2 傍聴に当たっては、原則、所定の場所で傍聴人の住所、氏名その他の必要事項を受付簿に記入するものとする。

3 傍聴を希望する者が会場用意の都合上、定数を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

4 傍聴人は、次に掲げる事項を守り、会長の指示に従い静穏に傍聴しなければならない。

(1) みだりに席を離れないこと。

(2) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 主張の提出その他の示威行為をしないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等をしないこと（公益性があると認められる場合を除く。）。

(5) 議事を批判する行動をすること、拍手をすること及びその他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

5 会長は、傍聴人が前項各号のいずれかに違反し、注意に従わないときは、退場を命ずることができる。

（会議録の作成及び公開）

第16条 会議録は、会議終了後、速やかに発言者と発言内容を示して作成するものとする。

2 会議録には、必要に応じ会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、次に掲げる方法により公開するものとする。ただし、当該審議会において非公開とした事項及び非公開情報に該当する事項が記載された部分については、公開しない。

(1) 企画課での閲覧

(2) 町のホームページでの公表

(答申)

第17条 会長は、条例第2条に規定する所掌事務に関する答申書を作成し、町長に提出するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (令和5年訓令甲第36号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年訓令甲第47号)

この訓令は、公布の日から施行する。